

FIT 制度に係る標準処理期間及び運用ルールの一部見直しについて

改正 FIT 法の施行以来、FIT 認定の審査が長期化していることを踏まえ、FIT 制度の（１）標準処理期間、及び運用ルールの一部である（２）接続同意書類の提出タイミングについて、見直しを行いますので、お知らせいたします。

（１）標準処理期間の見直し

FIT 制度における再生可能エネルギー発電事業計画の新規認定及び変更認定については、標準処理期間を 1～2 カ月（バイオマス発電の場合は、2～3 カ月）とし、当該期間を目途に審査を行ってきました。しかしながら、2017 年 4 月に施行された改正 FIT 法により、認定基準が厳格化され、申請項目や添付書類が増加し、また申請不備が増加したことで、審査期間が標準処理期間を超えている状況です。標準処理期間は申請してから認定されるまでに、通常要する期間の目安を定めたものですが、先の制度改正及び現在の審査実態を踏まえ、本日（2018 年 8 月 31 日）より当該期間を見直すことといたします。併せて、2018 年度より一部のバイオマス発電についても入札制が導入されたことを踏まえ、一部の標準処理期間を追加します。

手続名	現行	改正後
10kW 未満太陽光発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の新規認定申請及び変更認定申請（FIT 法第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項）	1～2 カ月	2～3 カ月
10kW 以上太陽光、風力、中小水力、地熱発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の新規認定申請及び変更認定申請（FIT 法第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項）	1～2 カ月	3 カ月
バイオマス発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の新規認定申請及び変更認定申請（FIT 法第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項）	2～3 カ月	4 カ月
太陽光発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の入札参加可否の通知（FIT 法第 7 条第 1 項）	1～2 カ月	2 カ月
バイオマス発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の入札参加可否の通知（FIT 法第 7 条第 1 項）	規定なし	4 カ月

なお、今回標準処理期間を見直すことにはなりますが、審査期間の長期化により申請者の皆様にご迷惑をおかけしている状況を踏まえ、引き続き審査の迅速化に向け、審査員増員等の対策を講じていきます。また、申請内容や添付書類に不備があると審査に時間を要することになりますので、申請をする際には申請内容や添付書類を今一度ご確認の上、お間違えのないよう手続をしていただきますようお願いいたします。

(2) 接続同意書類の提出タイミングの見直し

改正 FIT 法により、「電力会社の接続の同意を得ていること」が新たに認定条件に位置づけられ、「電力会社との接続同意書類」が新規認定申請及び一部の変更認定申請の添付書類となっているところです。改正 FIT 法が施行された 2017 年 4 月以来、接続同意書類については、申請時点での提出を必須としておらず、申請者から当該書類が提出され次第、認定される流れとしておりました。しかしながら、当該運用は、接続同意書類が提出されていない申請案件の管理や接続同意書類が最終的に提出できない申請案件の不要な審査を発生させ、審査期間が長期化する要因となっております。今般、審査期間が長期化していることを踏まえ、審査迅速化を図る観点から当該運用を見直し、以下の期日以降、接続同意書類の申請時点での提出を必須とすることといたします。

- ① 50kW 未満太陽光発電設備・・・2018 年 12 月 1 日以降
- ② ①以外の発電設備・・・2019 年 4 月 1 日以降

なお、接続同意書類についても不備が大変多くなっております。申請をする際には以下の URL より今一度適切な書類の種類をご確認ください。

<低圧設備>

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/legal/fit_low.pdf

<高圧設備>

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/legal/fit_high.pdf

<特別高圧設備>

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/legal/fit_sp.pdf

■本件に関するお問合せ窓口

0570-057-333（受付時間：平日 9:00 から 18:00）[PHS/IP 電話からは、042-524-4261]

以上